

いずみ会役員選挙規則

施行 平成7年5月20日
第1次改正 平成17年5月28日
第2次改正 令和元年6月1日

いずみ会規約第16条の2の規定に基づき、この規則を制定する。

(役員選挙開催通知)

第1条 理事会は、本会会員に対し、役員を選任する評議員会の開催前1年以内に発行する会報において、次の事項について、通知しなければならない。

- (1) 役員を選任する評議員会の開催の時期
- (2) 各役員に対する立候補届並びに推薦届提出期間
- (3) 立候補届並びに推薦届提出方法 (評議員会招集通知)

第2条 役員を選任する評議員会の招集通知には、立候補者並びに被推薦者のいずみ会に関する経歴その他必要な事項を記載しなければならない。

(選挙権)

第3条 選挙が行われる年度の4月1日現在において、本会の評議員としての資格を有する者は、役員選挙権を有する。

(委任状の扱い)

第4条 表決を委任された評議員は、委任した評議員の数の表決権を別途行使することができる。

(当選人の決定)

第5条 会長については、投票の過半数を得た者を当選人とする。投票の過半数を得た者が ないときは、投票の最多数を得た者2人について決選投票を行い、多数を得た者を 当選人とする。

- 2 副会長、監査役については、候補者が定数を超えた場合に投票を行い、投票の多数を得た者から順に当選人とする。

(信任投票)

第6条 候補者の数が定数以内の場合における候補者に対する信任投票に関しては、当該 選挙の行われる評議員会の期日までに、10名以上の評議員から、特に信任投票を行うことを希望する旨の書面による請求があった者に対してのみ行う。

- 2 前項の信任投票については、候補者ごとに行う。

(選挙の管理)

第7条 選挙の管理は、理事会が行う。選挙管理責任者は理事会において指名する。

- 2 本規則第1条(2)で通知した立候補届並びに推薦届提出期間内に提出された候補者数が候補者定数に達しない場合は、選挙管理責任者は会長と協議のうえ、その期間を延長することができる。その場合、いずみ会ホームページに公示し会員への周知を図る。
- 3 立候補届もしくは推薦届が提出され、提出書類に不備がない場合は、選挙管理責任者は、立候補者もしくは推薦者に届の受理を電子メールまたは文書で通知する。
- 4 選挙管理責任者は、立候補届並びに推薦届提出期間終了後に届け出状況を理事会に報告し了承を得るとともに、役員候補者に電子メールまたは文書により、役員候補名簿に登載された旨を通知する。

(委任)

第8条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 本規則は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。